

諸外国の自然災害保険に関する研究 ～ドイツ・スイスの事例を中心に

国土交通政策研究所

(発表者)研究官 佐藤 淳一郎

研究官 馬場 美智子

1. 背景

我が国の今後の課題

長期的な人口減少

土地利用に関する開発圧力の低下

インフラへの投資力の低下

地球温暖化



災害リスク軽減のための土地利用規制・誘導に関する保険制度の検討

欧州の特徴的な事例調査

ドイツー自然災害保険への加入意識の低迷

スイスー自然災害保険への加入を義務

1. ドイツ



(1) 自然災害保険の概要

(2) Zürs(リスクマップ)

(3) 現状と課題

1. ドイツ

(1) 自然災害保険の概要

最近の流れ

- 94年－保険市場自由化により旧東ドイツの自然災害保険の強制加入が任意加入へ
- 01年－保険協会作成のリスクマップ(Zürs)が完成
- 02年－エルベ川の洪水が発生→連邦政府が全被災者に対し、損害額の100%
義援金を給付
自然災害保険の強制化を検討開始

自然災害保険の概要

- 自然災害保険加入率－約20%(ドイツ保険協会のインタビューによる)
- 公的財政負担－無し
- 販売手法－火災保険とのパッケージ化／特約
- 自然災害保険対象内容－洪水・地震・地盤沈下・地滑り・雪崩・火山噴火
- 料率算出根拠－保険協会作成のリスクマップを使用し、各社が独自に算出

1. ドイツ

(2) Zürs(リスクマップ)

【目的】

- ・94年の自由化以降、「自然災害補償」の料率を算出する際のリスク評価ツールが無く、引受時の目安となるものが必要と判断

【Zürsの開発】

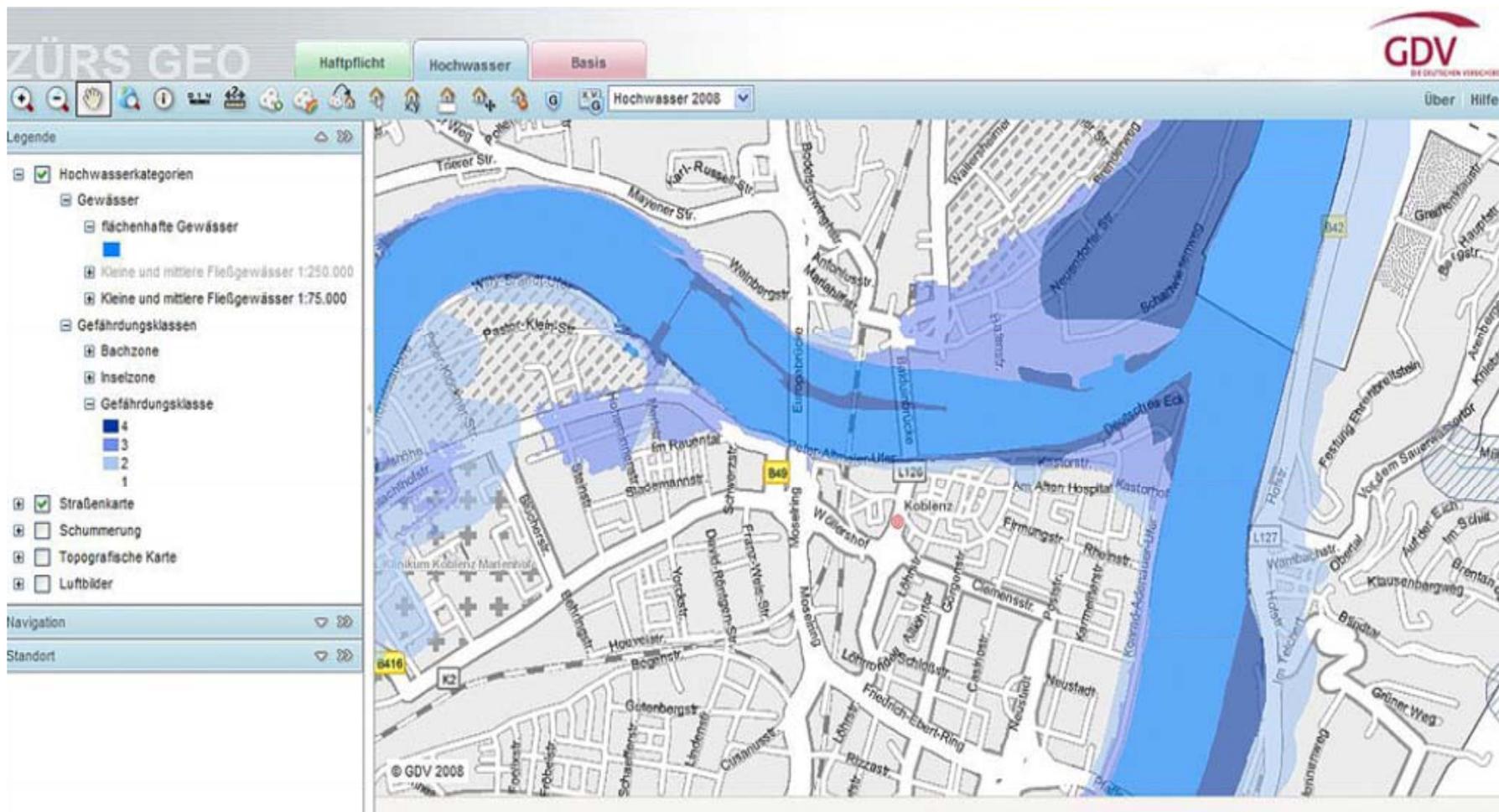
- ・ドイツ保険協会(GDV)が作成
- ・総開発費用350万ユーロ、年間維持コスト65万ユーロ
- ・16州のハザードマップ、地図データに保険協会が保有していた過去の支払い履歴データを元に作成

【Zürsの機能】

- ・郵便番号や住所で当該建物の所在地の洪水リスクを評価
- ・地図データや航空写真により建物周辺のリスクを評価
- ・火災保険、企業向け賠償責任保険等のリスクも評価可能

1. ドイツ

(2)Zürs(リスクマップ)



リスク評価4段階 1 200年確率 2 50~200年確率 3 10~50年確率 4 10年確率

1. ドイツ

(3)現状と課題 ①



- ・連邦政府は02年の洪水時に全被災者に対し、損害額の100%の義援金を給付
（02年当時、自然災害保険の加入率は建物で5%程度）
→自然災害保険への加入意識低下
- ・保険協会・連邦政府・州政府で自然災害保険の強制化を検討

1. ドイツ

(3)現状と課題 ②

自然災害保険の強制化を連邦水管理局・財務省・法務省・州担当者・保険協会で検討

自然災害保険を強制化した場合のメリ・デメ

メリット

- ・自然災害発生時の連邦政府の負担軽減
- ・被災者に対する事前準備が保険で可能
- ・国民へ洪水の予防の取組の重要性を訴える事が可能

デメリット

- ・基本法・公正取引法上困難
- ・EU加盟国として、自由化市場を規制することに関し、EUの理解を得ることが困難
- ・リスクの低い地域に住んでいる国民の理解を得る事が困難
- ・加入状況及び加入条件のモニタリング業務の発生。

02年以降、自然災害保険の強制保険化を検討するも、結局、明確な方針が打ち出されることの無いまま、議論が沈静化しつつある

1. ドイツ

(3)現状と課題 ③

08年バイエルン州洪水問題

08年バイエルン州で暴風雨により、洪水が発生



バイエルン州は被災者に対し義援金を給付



州政府の財政状況が悪化



州政府は自然災害保険に着目



州政府と保険協会が合同キャンペーンを実施

バイエルン州・保険協会合同キャンペーンの内容

今後州政府からの自然災害時の義援金の給付を受ける条件として、自然災害保険に加入した上で、保険の引受対象外の財物に損害が生じた場合のみ、義援金を給付することを決定

1. ドイツ

(3)現状と課題 ④

- 連邦政府及び州政府は自治体が出した建築許可を覆す事が難しい
 - 自治体によるハザードに応じた土地利用の徹底

- 連邦水管理法の改正(2010年3月施工予定)
 - 上下流のリスクバランスを重視(EUの流域管理)
 - 連邦政府へ水管理法の集約化(各州の権限→中央集権)
 - ・現連邦水管理法45か条→106か条へ拡大(州法は縮小)
 - ・管理に関する財政・組織は州所管のまま

2. スイス



(1) 自然災害保険の概要

(2) 自然災害保険の思想－Solidarity(連帯)

(3) 自然災害保険の加入義務

(4) 民間保険会社と州営保険会社

(5) 今後の課題

2. スイス

(1) 自然災害保険の概要

自然災害保険の概要

- 自然災害保険加入率－100% (強制保険)
全26州のうち19州は州営保険会社の独占
- 公的財政負担－無し
- 販売手法－火災保険とのセット販売
- 対象内容－洪水・風災・雹災・雪崩・雪害・落石・地滑り
- 料率算出根拠－民間：連邦金融市場監督機構が定めた料率
州営：各州法で定めた料率

2. スイス

(2) 自然災害保険の思想－Solidarity(連帯)

Solidarity一名 ①団結,結束,連帯②連帯

自然災害保険に関するSolidarityとは

- ①危険も安全も同じ料率設定
- ②自然災害種別を問わない

Solidarityの例

1. 民間保険協会が自然災害保険基金設立(Pool)
2. 州営保険会社は、毎年州や市の消防組織を援助。

2. スイス

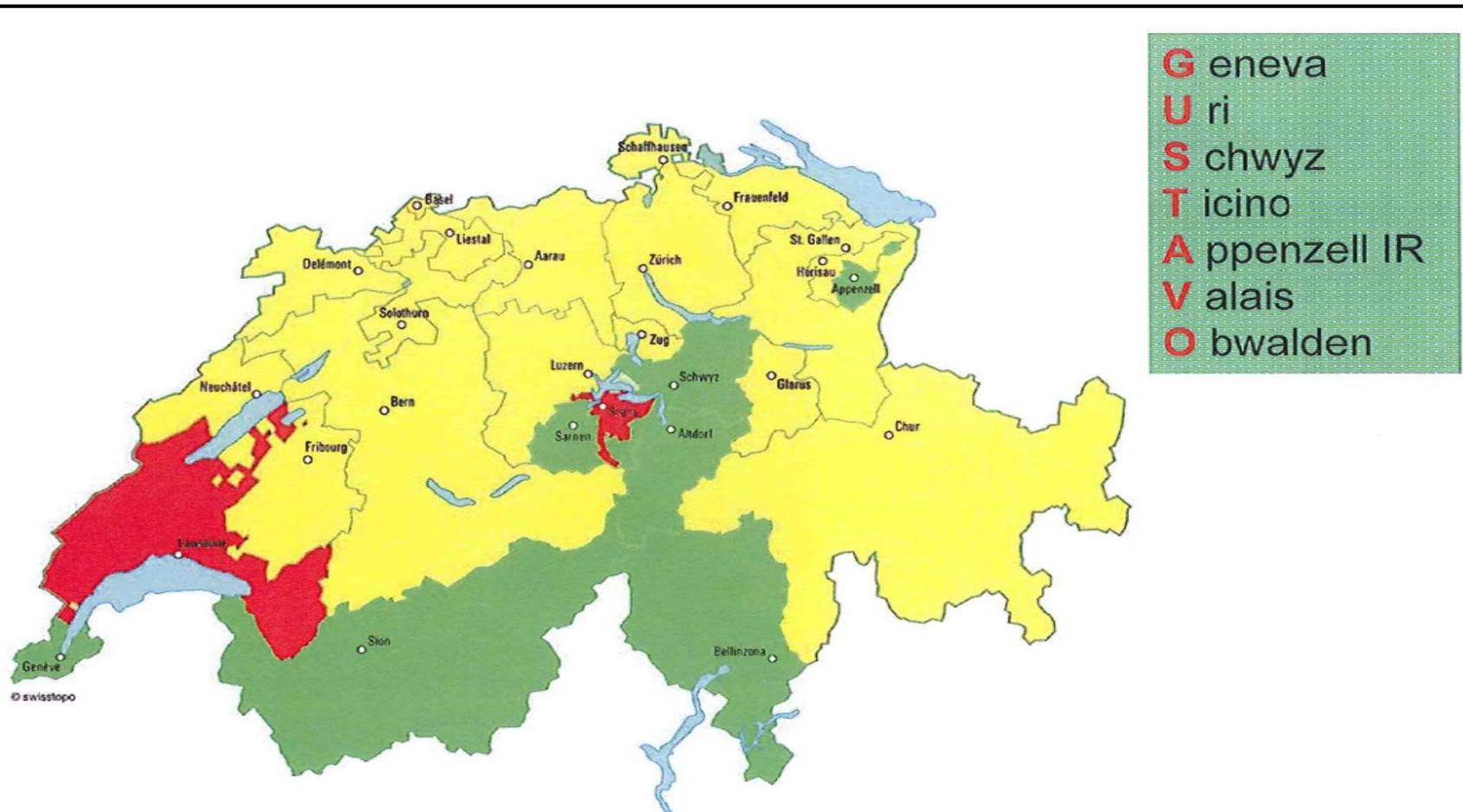
(3)火災保険と自然災害保険の加入義務

自然災害保険の加入義務について

- ・全ての州で建物に保険への加入が義務付け(各州法)
- ・スイス国内で火災保険を販売する民間保険会社は自然災害保険も併せて販売することが義務(保険業法33条1項)
- ・民間保険会社の場合、自然災害保険の料率と免責金額は連邦金融市場監督機構が定めた料率、免責金額以外での引受は禁止(保険業法33条2項)
- ・建築申請時に保険証券が必須(各州法)
保険は建築申請時から加入
(建設中)建物の完成までは暫定保険金額で引受
(完成後)建物を再評価し保険金額を設定
自動継続で火災保険と自然災害保険が更新

2. スイス

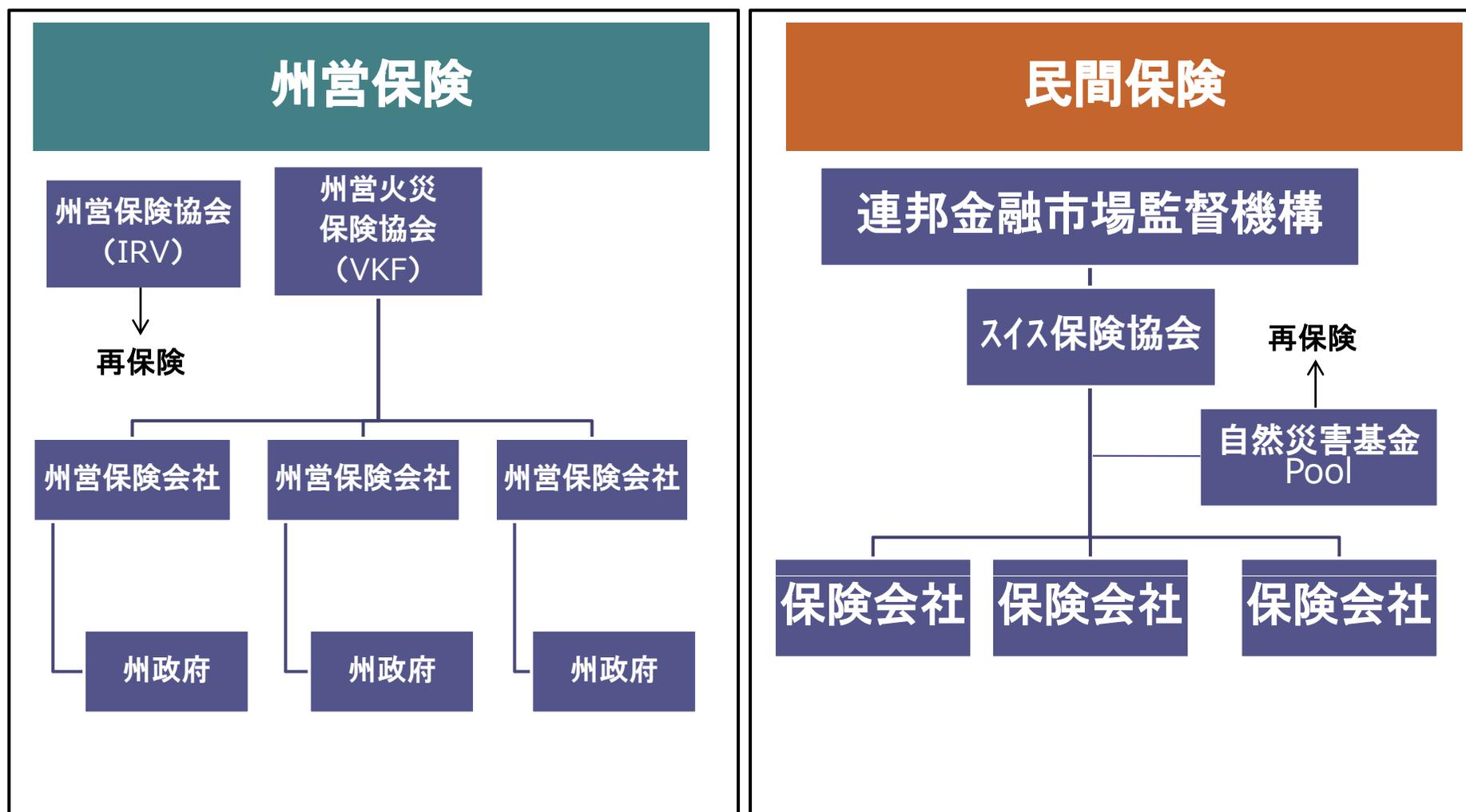
(4) 民間保険会社と州営保険会社①テリトリー



- 建物、家財共に州営保険会社
- 建物、家財共に民間保険会社
- 建物は州営保険会社の独占 家財は自由

2. スイス

(4) 民間保険会社と州営保険会社② 関連図



2. スイス

(4)民間保険会社と州営保険会社③特徴

【民間保険会社】

- ・7州で建物に対する「火災保険＋自然災害保険」を販売
- ・自然災害保険の料率は認可制。保険料率は地域を問わず同一
- ・自然災害保険のための基金(Pool)を1936年に設立
 - 目的→①保険会社間での損害の均一化②再保険の手配

【州営保険会社】

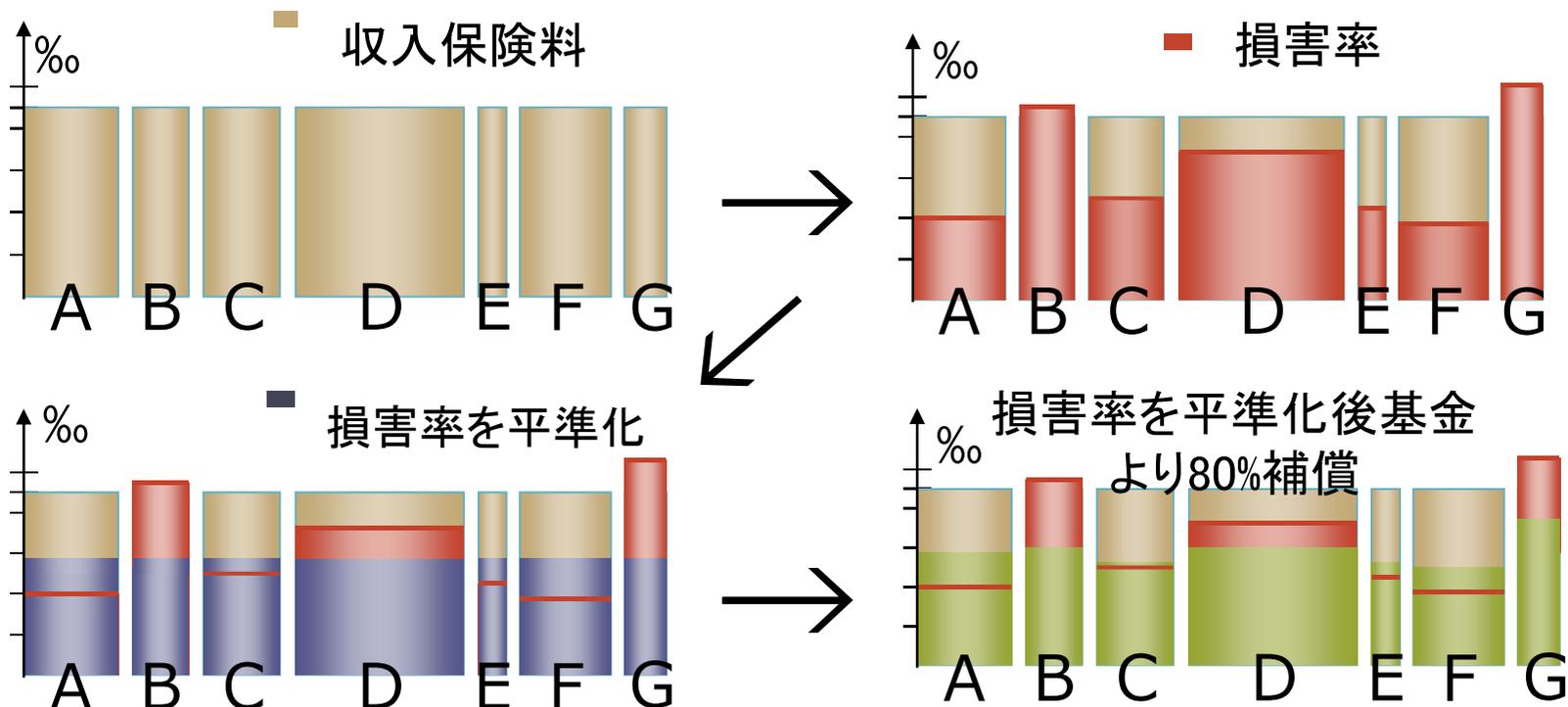
- ・19世紀初等より建物に対する火災保険の取り扱いを開始
- ・19州で建物に対する「火災保険＋自然災害保険」(独占)を販売
- ・料率は各州の州法により定められている→民間の50～70%程度
- ・民間と同様に州営保険協会(IRV)にて再保険を手配
- ・消防や防災対策部署へ毎年財政支援している

2. スイス

(4) 民間保険会社と州営保険会社④民間保険会社の支払方法

自然災害発生時の基金(Pool)役割

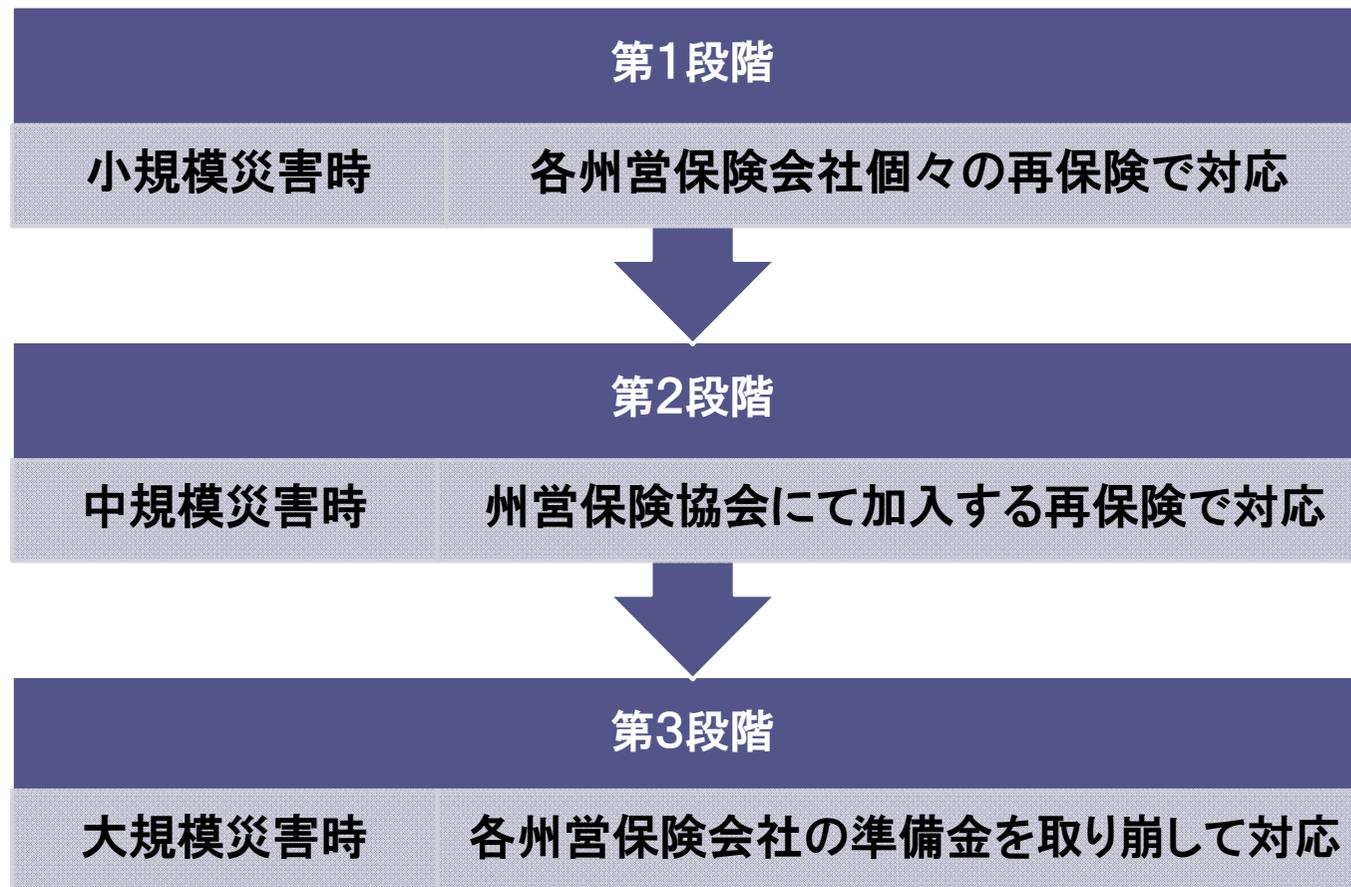
- ①基金参加の各保険会社の損害額を取りまとめる
- ②基金参加保険会社の損害率を算出し損害を均一化する
- ③損害率の80%を基金から各保険会社へ支払う



2. スイス

(4)民間保険会社と州営保険会社⑤州営保険会社の支払方法

州営保険会社は災害発生時、災害の規模に応じて3段階で支払う



2. スイス

(4)民間保険会社と州営保険会社⑥ベルン州営保険会社

- ・202年の歴史。契約件数：384,424件、保険金額CHF 30.5億
- ・社員数430名（正社員130,パート社員300）
- ・半官半民の企業（税金の支払い無し。株主無し。）
- ・ベルン州政府や連邦政府からの財政支援は一切無い。
- ・防災対策費として毎年、消防組織（州・市）、救助隊や防災対策を担当する部署へ援助を実施。
- ・料率の考え方
「過去10年の平均損害額」+事務費＝保険料収入
- ・保険料収入では赤字であるが資本金の運用益でカバー
→過去20年間料率は据え置き

2. スイス

(5) 今後の課題



- リスクを自然災害保険の料率への反映とSolidarityとのジレンマ
- 全26州のハザードマップの完成(2012年)
- 地震保険の強制化に関する検討

3. ドイツ・スイス自然災害保険概要

	ドイツ	スイス
近年の主な自然災害	05年洪水・08年暴風雨	05年洪水・99年暴風雨
自然災害保険加入率	20%	ほぼ100%
公的な財政介入	無し	無し
販売手法	火災保険とのパッケージ販売／特約販売	火災保険とのセット販売
自然災害保険補償内容	洪水・地震・地盤沈下・地滑り・雪崩・火山噴火 *1	洪水・風災・雹害・雪崩・雪害・落石・地滑
料率の算出根拠	保険協会作成のリスクマップを使用し各社で判断	民間：自然災害保険は連邦金融市場監督機構が定めた料率 州営：各州法で定めた料率
主な特徴	02年の大洪水時に連邦政府が被災者へ義援金を給付	自然災害保険の加入が義務化
	*1 火災保険にて風災・雹害を担保	州営保険会社の場合、自動継続

3. 主要国の水害保険の比較一覧

	ドイツ	スイス	イギリス	フランス	アメリカ	日本
引受形態	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受 一部引受不可	独立した洪水保 険で引受	住宅保険で 引受
担保危険	火災・盗難・自 然災害	火災・自然災害	火災・盗難・自 然災害	火災・盗難・自 然災害	洪水	火災・自然災 害
自然災害 保険の料率	リスクマップに て判断	民：料率一律 州：州内一律	洪水－環境庁 データを参考に 算出	住宅保険の 12%	連邦緊急事態管 理庁で実効料率 を決定	参考純率
保険者	民間保険会社	民間保険会社 州営保険会社	民間保険会社	民間保険会社	連邦政府 (連邦緊急事態 管理庁)	民間保険会 社
再保険者	民間再保険 会社	民間再保険 会社	民間再保険 会社	政府再保険会 社・民間再保険 会社	なし	民間再保険 会社
保険金額の 制限	上限無し	上限無し	上限無し	上限無し	建物25万ドル 財物10万ドル	上限無し
自然災害 保険の普及 度	約20%	ほぼ全世帯	建物91% 家財75%	ほぼ全世帯	米国連邦洪水保 険制度参加コ ミュニティ内の 3%	火災保険加 入率53.5% (02年)
国の 財政負担	原則無いが、 02年洪水時に 被災者支援を 実施	無し	原則無し	再保険会社の 運営費用を負 担	連邦緊急事態管 理庁の米国連邦 洪水保険制度運 営費用を負担	原則無し